

様式 4

南相馬市監査委員公表第 3 号

令和 7 年 1 2 月 2 6 日付け南相馬市監査委員公表第 1 1 号で公表した監査結果報告について、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき南相馬市長から令和 8 年 1 月 2 3 日付け 7 財第 8 8 1 号により措置の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表します。

令和 8 年 1 月 2 6 日

南相馬市監査委員 大 谷 嘉 洋

南相馬市監査委員 細 田 廣

様式2

監 査 結 果 に 係 る 措 置 通 知 書

危機管理課	
監 査 結 果 (指 摘 事 項)	改 善 措 置
(1)競争性のある契約内容にもかかわらず、入札を行っていないかったもの。 「土のう配備業務委託契約(単価契約)」については、取扱業者が複数存在すること、予定価格総額が市財務規則第125条第1項に定める随意契約の予定価格限度額を超えていることから、入札に付すべき契約であると判断します。なお、入札に該当するか否かは契約単価で判断するものではなく、予定総支出額によって判断すべきものです。今後は、地方自治法及び市財務規則に基づき、適正な運用と事務処理に努めてください。	「土のう配備業務委託契約(単価契約)」については、令和7年度契約事務に係る財政課揭示(R7.1.23付)の資料「物品購入等契約に係る決裁区分」に基づき事務処理を行っている。 また、契約にあたっては、3社から見積を徴取して見積合わせを実施し、最も単価の安価な事業者と契約を締結したものの。 一方、令和7年12月23日(火)財政課主催の市内優先発注等にかかる説明会が開催され、そのうち「少額契約の見直しにかかる入札契約手続きの変更について」説明があり、入札契約審査会に諮る基準として、単価契約の場合、総価額(予算額)が200万円以上ものとする改正案が示された。 以上の経過を踏まえ、今後については、地方自治法及び市財務規則、内規等に基づき、適正な事務処理の徹底を図っていくこととしたい。